

## 第6章 基本方針の推進方策

### I 県の推進方策

- 1 この基本方針の推進にあたっては、大分県人権施策推進本部で庁内調整を図り人権尊重施策を総合的に推進します。
- 2 職員一人ひとりが人権問題に関する基本的な事項を理解したうえで、それぞれの仕事において、より一層人権に配慮した職務が遂行されるよう工夫・点検を行う「職務推進行動」に取り組みます。
- 3 本県の人権尊重施策の推進にあたり、大分県人権尊重社会づくり推進審議会に意見を求めます。
- 4 基本方針を具体的に進めるため、実施計画を策定します。
- 5 大分県人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行います。
- 6 人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、公表します。

### II 関係団体との連携と県民との協働

- 1 法務省や文部科学省をはじめとする国との連携を強化し、教育・啓発や人権が尊重される社会づくりのための施策を推進します。
- 2 市町村の取組と協働し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。
- 3 企業や関係団体へ教育・啓発の取組を要請し、人権文化の構築を進めます。
- 4 個々の県民や<sup>\*1</sup>セルフヘルプグループ・NPO・当事者団体に情報を提供し、組織化や連携を働きかけ、協働して人権施策を進めます。
- 5 議員・宗教者・法曹関係者・マスメディア関係者等人権の実現に影響力を持つ職業者に対して情報を提供するシステムを検討するなど働きかけを進めます。

### III 基本方針の推進期間と見直し

- 1 国の「人権教育・啓発に関する計画」や本県の長期計画を踏まえて中長期的な計画とします。
- 2 必要に応じて適宜見直しを行います。

---

<sup>\*1</sup>セルフヘルプグループ＝病気や心身障がい、依存症、近親者の死亡など同じ悩みを持つ人や家族がグループを組織し生きる力を取り戻すことを目標にする。ピア・カウンセリングなど多くの活動事例がある。